

たばこと税金

2010年10月1日より、たばこ税が増税になります。

本年10月1日にたばこ税が増税されることに伴い、日本たばこ産業(株)がたばこの小売定価改定の認可申請を財務大臣に対し行いました。

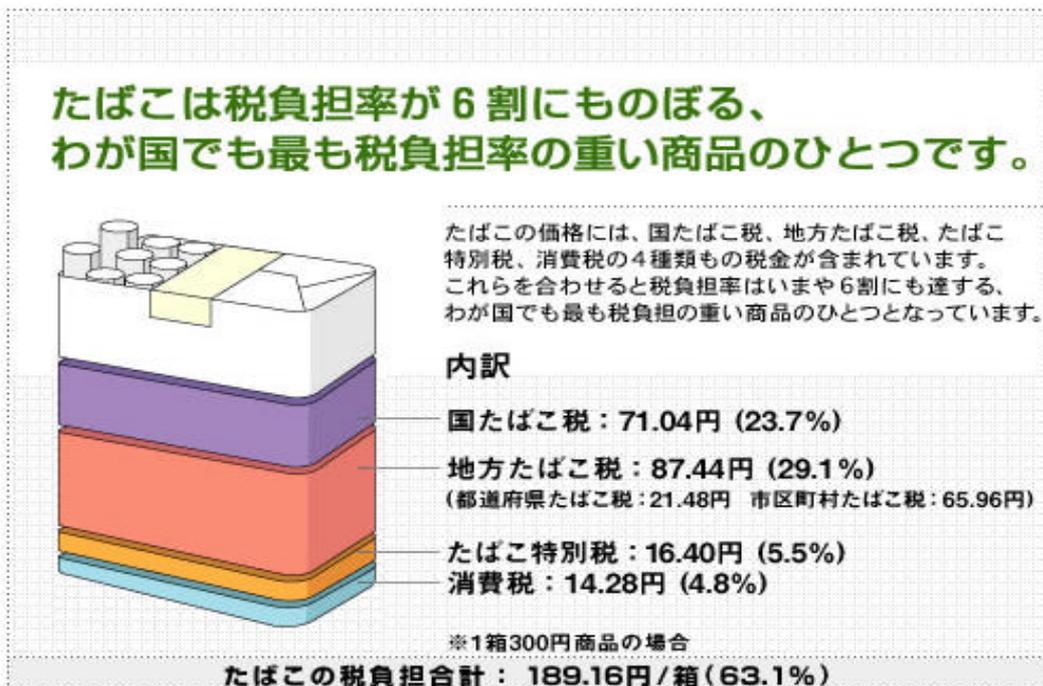
増税：1箱あたり70円（1本あたり3.5円）

対象：全105銘柄のうち103銘柄

これに事業者による値上げが、1箱あたり30円（1本あたり1.5円）
加わり1箱110円～140円の値上げになります。



たばこには国たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税、消費税の4種類もの税金が含まれています。図で表すと次のようになります。



10月からは増税にあたり、たばこの税負担合計は289.16円/箱（70.5%）になります。たばこ税を納める人は、製造たばこの製造者（日本たばこ産業(株)）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者です。

しかし、これらの税金は、たばこの定価に含まれているので、最終的にこの金額を負担しているのは消費者の方になるというわけです。

代表的ブランドの改定価格（日本たばこ産業(株)の商品）

銘柄	現行	改定
マイルドセブン等33銘柄	300円	410円
ピアニッシモ等18銘柄	320円	440円
セブンスター・ピース等14銘柄	300円	440円
キャスター等10銘柄	290円	410円
ホープ等5銘柄	150円	220円

（参考：日本たばこ産業(株)ウェブサイト）



フィリップモリス社（マルボロ等）の商品については2010年4月15日発表では本年6月1日以降も値上がりはないようです。